

長崎短期大学で

労働法制等の講義を実施しました

令和2年1月24日（金）、長崎短期大学のキャリアプランニング講座で、35名の学生（国際コミュニケーション学科1年生）を対象に長崎労働局長が講義を実施しました。

長崎労働局では、これから就職する大学生を対象に、労働関係法令、労働局の施策等の周知と啓発を図ることで、就職前、就職後に役立てていただくための講義を、平成24年度から実施しています。

講義では、基礎的な労働法の知識として、「労働契約」を始めとした労働法制等について説明するとともに、「学生に対する労働局の就職支援」、「労働に関する相談窓口」等についても情報提供を行いました。

なお、講義後のアンケートでは全ての受講者の方から参考になったと回答をいただきました。

また、興味を持った講義内容は多い順に、「給料」について20.3%、「有給休暇」について16.9%、「残業」について14.4%、「仕事と家庭の両立」について9.3%、「採用内定」、「労働契約」について8.5%でした。

最後に、長崎労働局は今後も県内の大学等と連携して、大学生等に対する労働関係法令等の積極的な周知・啓発に努めます。

《受講生の感想》

★就職前に労働法の講義を受けることが出来て良かったです。

★残業をしたら賃金が25%増しになることや、学生アルバイトでも有給休暇請求できることを知ることができました。



《講義風景》